

令和7年度 研修部事業計画(案)

1. 基本方針

司法書士の使命は、国民の権利を擁護し、自由かつ公正な社会の形成に寄与することである。司法書士自身がこの使命を自覚し、その達成に向け研鑽に励まなければならない。

そのため、研修部では、これまで重点を置いて実施してきた相続関連および不動産登記に関する研修を継続すると共に、商業・法人登記、裁判実務に加えて民事法改正、市民の権利擁護、司法書士業務のデジタル化対応など、法改正や新たな法的需要に対応する研修を重ねることで、これら使命を実現していく。

さらに、本年度は司法書士相互の交流を目的とした対話形式のイベント研修を実施する。本イベント研修は、若手会員の普段の業務に関する疑問や悩みに、ベテラン会員が自身の経験を基に回答することで、司法書士の技の継承を狙いとする。

なお、会員の利便性を考慮し、ハイブリッド形式を主とした研修を開催する。加えて、日司連や関ブロが行う同時配信型の研修等を積極的に活用したり、関連団体と共催して研修を開催することで、幅広い事例に対応できる執務能力の向上を図る。

2 事業項目

(1) 業務に関する会員研修会の開催

- ① 不動産登記及びその周辺業務に関する研修会
- ② 企業法務・商業・法人登記実務に関する研修会
- ③ 相続登記義務化、遺言、所有者不明土地問題等に関する研修会
- ④ 裁判実務に関する研修会
- ⑤ 市民の権利擁護に関する研修会
- ⑥ 司法書士業務のデジタル化対応に関する研修会
- ⑦ 司法書士倫理に関する研修会
- ⑧ 財産管理に関する研修会
- ⑨ その他犯罪収益移転防止法等、法改正等に対応するための研修会

(2) 研修単位(年間12単位以上)取得率向上のための施策の検討・実施

(3) 各支部における研修会の開催支援

(4) 年次制研修会の実施

(5) 新人研修会の開催

- (6) 各種研修情報の提供
- (7) その他、研修部に属する事業